

ありて、江戸の見付升形の如く甚だ景況よかりしかど、寶曆九年の火災に焼亡して後絶えたりといへり。藩士居邸の長屋に矢倉を造りけるは、國初よりの習俗なりしかど、萬治二年に停止せられたり。其の時の達書に、

居屋敷長屋之端に矢倉仕候儀御停止に候。最前如被仰出候。惣而作事不應分限、華麗之躰不仕、彌輕々々普請可申付由御意に候。以上。

萬治二年七月九日

右達書出でたりといへども、其の以前より有之分は、當分其の儘たるべしとの事にて、其の後にも大身の長屋には矢倉ありしかど、追々火災等にて絶え、前田平太夫居邸の矢倉のみ残り居たりといふ。さて右升形の惣門創立の年曆等詳かならず。按ずるに、慶長十五年惣構堀出來の時ならんか。犀川・淺野川兩升形共、明治廢藩の際城外の諸門廢止の時取毀たれたり。

○升形囃託場跡

廢藩中は、犀川・淺野川兩升形及び小立野石引町・犀川馬場等に、制札場とて、禁制の條目を板札に記載し掛置きたり。

俗に高札場ともまた札の木とも呼べり。小松遺文に載せたる囃託文。

定

一、伴天連之訴人 金子拾枚

一、いるまん訴人 金子五枚

一、きりしたん訴人 金子三枚

右きりしたん宗旨之もの、御分國中に於有之者可申上候。然者公儀御ほうびの外に、如此黄金可被下旨被仰出者也。仍如件。

寛永拾五年十日朔日

横山山城守

本多安房守

請取申御高札并御掛金子之御事

合拾枚者

金子大判也

右者きりしたん宗旨御改之御高札、并御掛金判金拾枚、隨に請取置。夜之儀者、兩天秤屋方月替に預け置、毎日御札掛場かけ申所如件。

寛永拾五年拾月二日

竹や仁兵衛判印

拾間町 太郎兵衛判印

片町 六右衛門判印
新町 彦右衛門判印
堤町 正兵衛判印
山崎町 九兵衛判印

葛巻 隼 人様

長瀬五郎右衛門様

裏書

右面書之判金請取、町肝煎中に相渡、御札前に毎日爲掛申候。以上。

寅十一月六日

長瀬五郎右衛門判印

葛巻 隼 人判印

稻垣 長兵衛殿
長谷川 大學殿

右の古文書に據れば、利常卿の頃は囃託場に、則ち黄金をば現に掛置かれたる事知られけり。按ずるに、十二冊定書會所條目部に載せたる享保十二年三月會所有物調書中に、高札見せ金判金之圖拾枚、下地赤金、金めつき。とあり。是則ち寛永十五年に囃託場へ掛置きたる判金なるべし。お

もふに、其の實は、見せかけのみの品なるゆゑに、正金にあらず。金めつきにて命ぜられしものなるべし。袁氏世範に、胥吏に囃託し、官吏に賄賂す。鑑惡の訴人を求めん爲め、黄金を辻に掛くるといへるもの、則ち是なりと聞ゆ。但し後には掛金の事は止められしにや、制札の表には載せあれど、其の金子を囃託場に掛置く事はなかりき。三壺記に、寛永の初頃鈴木孫左衛門は、改宗して金澤へ引越し罷越處、重ねて吉利支丹吟味之時、内心はころばさるのよし、金澤にて訴人在之。江戸へ被召寄吟味之上、魚津にて上下七人成敗被仰付。とあり。さればそのかみ訴人も折々ありしこと知らる。さて此の囃託場は、廢藩置縣の初めまで存在して、吉利支丹宗及び徒黨を禁する二種の禁制札をば掛けありしかど、其の後如何なる詮議なりけん。右兩條の禁制札を取除けられて、囃託場も取毀たれたり。

○井波屋某邸跡

此の邸跡は、香林坊橋高の西側に、今伊勢神宮を勧請したる社殿の前邊なり。加藤惟寅の蘭山私記に、寶曆七年七月七日香林坊橋の高井波屋と徳光屋との兩商家へ、惣構被